

変更点

●令和3年度からの変更点

- (1) 受検申請書の様式が変わります。旧様式は使用できません。
申請書は協会のホームページからもダウンロードできるようになりました。
- (2) 受検申請書の提出の際、必ず受検料の振込用紙の写しを提出していただきます。
(受検料納入者リストの裏面に貼付してください)
申請書のみ先に提出して、後日受検料を納付する方法では受理できなくなりました。
- (3) 受検料の単価はこの取扱要領に記載している金額により納付いただきます。
これまで「技能検定試験受検手続きについて」という用紙に受検料を記載しておりましたが廃止します。
- (4) 愛媛銀行または伊予銀行の専用振込用紙は廃止となりました。
振込手数料は納入者の負担となります。受検料から差し引いた場合は不足額を納付していただきます。

